

■利根川上流圏域河川整備計画(素案)に対する群馬県河川整備計画審査会からの意見への対応方針

No	委員名	対象頁 前回審査会時点	該当部分	意見 ※記載の頁・行は前回審査会時点のもの	対応方針(案) ※記載の頁・行は修正後のもの
1	片野委員	P1	第1章 圏域の概要 (1) 河川の概要	<p>・『麓』はふもとを示すため、『利根川の上流圏域は、利根川水源の群馬県利根郡みなかみ町の大水上山から、…』の方が良い。(3行目)</p> <p>・『圏域の上流は、山間地域を中心に構成され、この地域の豊富な森林は、…』の方がわかりやすい。(9～10行目)</p> <p>・『赤城山、子持山、武尊山などの火山…』の方が良い。(24行目)</p>	<p>修正 ご指摘を踏まえ、以下のように赤字部分を修正しました。</p> <p>P1 3行目 利根川上流圏域は、利根川水源の群馬県利根郡みなかみ町の…</p> <p>P1 13行目 本圏域の上流は森林が広がり…</p> <p>P1 27行目 利根川と片品川の合流付近は、赤城山、子持山、武尊山等の火山や第三紀火山岩類の山地に囲まれた沼田盆地が形成されている。</p>
				<p>利根川上流圏域は、群馬県の中でも自然豊かで、標高差も大きいという特徴がある。そのような特色を示すべきではないか。</p>	<p>修正 ご指摘のとおり、以下文面を追加するとともに、[利根川流域(片品川合流以南)]を追加し地域毎の特色を記述しました。</p> <p>P1 10行目 本圏域は、群馬県の中でも自然が豊かで、標高差が大きいという特徴がある。</p> <p>P4 1行目 [利根川流域(片品川合流以南)]の項を追加 資料1のとおり)</p>

2	姉崎委員	P1	第1章 圏域の概要 (1) 河川の概要	上流、中流等で環境が異なるため、わけて記述した方がわかりやすい。	修正 [利根川流域(片品川合流以南)]を追加し地域毎の特色を記述しました。 P4 1行目 [利根川流域(片品川合流以南)]の項を追加(資料1のとおり)
3	片野委員	P2	第1章 圏域の概要 (1) 河川の概要	p.3 で丸沼ダムを東京電力ホールディングス株式会社管理と記しているのので、p.2 の図 1.2 の凡例は、『ダム(東京電力ホールディングス株式会社管理)』の方が良い。	修正 ご指摘を踏まえ、P2 図 1.2 の凡例を「ダム(東京電力HD(株)管理)」と修正しました。
4	高山委員	P3	第1章 圏域の概要 (1) 河川の概要	砂防事業が多く行われているのは、片品川流域だけなのか。	修正 砂防事業は圏域内で広く実施されていますが、圏域内では片品川流域において国による直轄事業が実施されているため、以下のように修正しました。 P3 27行目 流域は、急峻な地形と脆弱な地質に覆われているため、国、県による砂防事業が多く行われている。
5	片野委員	P3	第1章 圏域の概要 (2) 圏域の地形・地質	片品川は帝釈山地の黒岩山を水源とし、皇海山以南が足尾山地、帝釈山地と足尾山地の間に日光火山群があるため、『三国山地・帝釈山地・日光火山群・足尾山地などに囲まれた源流部から…』としたほうが誤解を招かない。	修正 ご指摘のとおり、以下のように修正しました。 P4 8行目 「三国山地・帝釈山地・日光火山群・足尾山地等に囲まれた源流部から…」
6	姉崎委員	P4	第1章 圏域の概要 (4) 圏域の歴史	過去の水害等を含め、丁寧に記述した方が良い。 治水方法等についても記述した方が良い。	修正 ご指摘を踏まえ、以下のように修正しました。 P8 4行目

					その中でも昭和 22 年のカスリーン台風では本圏域だけでなく、群馬県全域で大洪水や河川の氾濫、堤防・道路・橋梁の流失や決壊が発生、また山間部や丘陵地帯では、山津波(土石流)が発生した。特に、赤城山南麓では大規模な崩壊がおり、利根川支流の沼尾川等の中小河川から流下した山津波(土石流)が山林、田畑、家屋等を急襲し、未曾有の大災害をもたらした。カスリーン台風による被害を契機として、国、県により沼尾川流域に多くの砂防施設が建設された。
7	宮田委員	P4	第 1 章 圏域の概要 (4) 圏域の歴史	歴史について、真田や沼田城に関わる記述を追加していただきたい。 また、吾妻川に金井東裏遺跡、黒井峯遺跡があるため、圏域に含まれるのであれば、記載していただきたい。	修正 ご指摘を踏まえ、真田や沼田城に関わる記述について、下記のように修正しました。 P5 9 行目 天文元年(1532)頃には沼田氏により沼田城が築かれたと言われ、近世になり真田氏、本多氏、黒田氏、土岐氏が歴代にわたって居城し、街は城下町として整備された。また、城下町としてだけでなく川場・片品・奥利根の農村を背景とする市場や三国街道の宿場町として発展した。寛永 5 年(1628)、真田氏により薄根川から用水路が新設され、城下の人々の飲料水や灌漑用として水不足を解消し、現在でも地域にとって重要な用水路となっている。 回答 金井東裏遺跡、黒井峯遺跡については、圏域外のため、当該圏域では記載しません。
8	姉崎委員	P4	第 1 章 圏域の概要	自然環境も丁寧に記述した方が良い。	修正

			(5) 圏域の自然環境		<p>ご指摘を踏まえ、片野委員のご意見反映や、利根川源流部自然環境保全地域、大峰沼自然環境保全地域などを追記し、下記のように修正しました。</p> <p>P5 21行目</p> <p>利根川上流圏域は、三国山地、帝釈山地・日光火山群・足尾山地等に囲まれ、中心部に武尊山、赤城山、子持山等の山々が位置している。また、ラムサール条約湿地に登録されている尾瀬国立公園のほか、日光国立公園、県立赤城公園等、県内でも特に多くの動植物が生息・生育する貴重な自然環境を有する地域を含んでいる。本圏域内では、特別天然記念物のニホンカモシカ等の重要種が確認されているほか、「みなかみ町・大峰山モリアオガエル繁殖地」、「ユビソヤナギ群落」、「入須川のヒカリゴケ自生地」、「武尊牧場レンゲツツジ群落」、「薄根の大クワ」等の天然記念物が数多く存在している。</p> <p>こうした良好な自然環境を有する本圏域では、国により利根川源流部自然環境保全地域に、また、県により大峰沼自然環境保全地域に指定されているなど、自然環境の適正な保全が図られている。</p> <p>また、野生鳥獣の保護を図るため、尾瀬国立公園、日光国立公園、赤城山等が県により鳥獣保護区に指定されている。</p>
--	--	--	-------------	--	---

9	片野委員	P4	第1章 圏域の概要 (5) 圏域の自然環境	<p>・一行目の『圏域は三国山地・帝釈山地に…』を、『三国山地・帝釈山地・日光火山群・足尾山地などに…』に修正した方が良い。</p> <p>・日光国立公園の後に、国(環境省)指定の『利根川源流部自然環境保全地域』を加えた方が良い。</p> <p>・また、圏域内では、平ヶ岳・白沢山西面、巻機山東面、至仏山・笠ヶ岳西面、朝日岳・白毛門山東面、宝川、大峰沼、皇海山、袈裟丸山北面、鈴ヶ岳などの県自然環境保全地域が指定されているので、示せるようなら県立赤城公園の後に加えた方が良い。</p> <p>・『多くの動植物が生息・生育…』の方が良い。</p>	<p>修正</p> <p>ご指摘のとおり、以下のように赤字部分を修正・追記しました。</p> <p>P5 21行目 利根川上流圏域は、三国山地、帝釈山地・日光火山群・足尾山地等に囲まれ、…</p> <p>P5 23行目 …県内でも特に多くの動植物が生息・生育する貴重な自然環境を有する地域を含んでいる。</p> <p>P5 28行目 こうした良好な自然環境を有する本圏域では、国により利根川源流部自然環境保全地域に、また、県により大峰沼自然環境保全地域に指定されているなど、自然環境の適正な保全が図られている。</p>
10	片野委員	P7	第2章 河川の現況と課題 第1節 洪水による災害の発生防止又は軽減に関する事項	<p>15行目の『動植物の生息や…』も、『動植物が生息・生育…』の方が良い。</p>	<p>修正</p> <p>ご指摘のとおり修正しました。</p> <p>P8 20行目 なお、河川改修にあたっては、動植物の生息・生育や自然環境に配慮した多自然川づくりが進められている。</p>
11	清水委員	P7	第2章 河川の現況と課題 第1節 洪水による災害の発生防止又は軽減に関する事項	<p>利根川上流圏域は、カスリーン台風による被害が大きかったため、利根川上流圏域河川整備計画には、カスリーン台風を意識して記述すべきではないか。</p> <p>カスリーン台風での浸水、土砂、流木による被害など、被災形態を記載しておくことが本圏域の河川整備において重要である。</p>	<p>修正</p> <p>ご指摘を踏まえ、カスリーン台風に関する記述および図を追加しました。</p> <p>P8 4行目 その中でも昭和22年のカスリーン台風では本圏域だけでなく、群馬県全域で大洪水や河川の氾濫、堤防・</p>

12	赤羽委員	P7	<p>第 2 章 河川の現況と課題</p> <p>第 1 節 洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する事項</p>	<p>カスリーン台風では上流圏域でも大きな被害も出ており、内容を追記すべきではないか。</p>	<p>道路・橋梁の流失や決壊が発生、また山間部や丘陵地帯では、山津波(土石流)が発生した。特に、赤城山南麓では大規模な崩壊がおり、利根川支流の沼尾川等の中小河川から流下した山津波(土石流)が山林、田畑、家屋等を急襲し、未曾有の大災害をもたらした。</p> <p>P9 に以下の図を追加</p> <p>「図2.1 カスリーン台風による災害状況(山津波(土石流)による災害、赤城村)」、「図2.2 カスリーン台風による災害状況(国道 17 号線、上越線の崩壊)」、「図2.3 カスリーン台風による水害被害図」</p>
13	石井委員	P9	<p>第 2 章 河川の現況と課題</p> <p>第 1 節 河川の利水及び流水の正常な機能の維持に関する事項</p>	<p>脚注:水源から日数の間隔で取水する方法 →水源から数日間隔で取水する方法</p>	<p>修正</p> <p>ご指摘のとおり修正しました。</p> <p>P10 脚注</p> <p>番水:節水のための配水管理であり、用水区域内の地区を区分し順番に配水する方法や、ほ場ごとに順番と時間を決めて配水する方法、水源から数日間隔で取水する方法等があります。</p>

			<p>(第2段落)</p> <p>ここで記述されている渇水状況と取水制限率は、利根川全体についての記述となっています。正確な記述になっていますが、ただ、利根川全体の中で、今回の河川整備計画の対象となっている「利根川上流圏域」での渇水・取水制限が、どのような状況になっているかがわかりませんでした。</p> <p>この段落のあと、利根川上流圏域の利水者(農業用水、水道用水、工業用水、発電用水)が受けている渇水被害の状況、取水制限率等について付記すると、今回の河川整備計画での課題(の有無、軽重)が理解しやすくなると思います。</p> <p>また、低水管理の目標が読み取れませんでした。利根川上流圏域に正常流量の基準点と基準となる流量があって、それを低水管理の目標にするのか、あるいは基準点は中流域以下にあるのみで、中流域以下と協調して低水管理に努めことが目標になるのか、といった記述が必要と思います。</p>	<p>修正</p> <p>ご指摘のとおり、本文は利根川全体についての記述ですが、取水制限は利根川の全体で受けるものであり、渇水の状況についても同様のため、取水制限や渇水の回数を利根川の上流のみ分離して記述することはせず、素案のままとします。ただし、具体的に被害を受けた群馬用水について以下のとおり、赤字部分を追記しました。</p> <p>P10 12行目</p> <p>県内でも群馬用水が取水制限を受けるなど、1都5県で一次断水や受水企業の操業時間の短縮等の影響が生じた。</p> <p>回答</p> <p>第2章は河川の現況と課題ですので、ここでは低水管理の目標は記述していません。低水管理の目標は第3章第3節で記述しています。基準点は流況の把握出来る岩島地点に設定し、10年間の流況と設定した正常流量を比較し、概ね満足していることを確認しました。利根川上流圏域には県管理のダム(補給施設)はないため、第3章第3節の様な記述として整理しました。</p>
14	渡辺委員	P10	<p>第2章 河川の現況と課題</p> <p>第3節 河川環境の整備と保全に関する事項</p> <p>(1) 自然環境</p>	<p>圏域が利根川の源流域という特別な自然環境であることを、もっと強調してもいいのではないかと。</p> <p>修正</p> <p>片野委員のご意見を参考に、以下のように修正するとともに、審査会、圏域協議会、事務連絡会のご指摘を踏まえて、(1)自然環境の1)～5)について、説明を加えました。(資料1の通り)</p>

					P11 3行目 利根川上流圏域は、群馬県の中でも自然が豊かで、標高差が大きいという特徴がある。良好な自然環境を有した本圏域では、河川についても、国や県の絶滅危惧種が見られるなど、動植物の生息・生育・繁殖場所として貴重な場となっている。
15	姉崎委員	P10	第2章 河川の現況と課題 第3節 河川環境の整備と保全に関する事項 (1) 自然環境	<ul style="list-style-type: none"> なぜ保全することが必要なのかも含め、記述していただくと、保全の意味が理解しやすい 国の絶滅危惧種なのか、県なのか、明確に記述 	<p>修正</p> <p>ご指摘を踏まえて、以下の文章を追加しました。</p> <p>P11 5行目</p> <p>動植物の生息・生育・繁殖には、多種多様な自然環境が必要であるため、動植物の生息・生育・繁殖に配慮した河川環境の整備と保全が必要である。</p> <p>修正</p> <p>絶滅危惧種については、「群馬県の絶滅のおそれのある野生生物 動物編(2012年改訂版)」を出典とし記載しています。ご指摘を踏まえ、群馬県の絶滅危惧種であることがわかるよう修正しました。(資料1のとおり)</p>
16	片野委員	P10	第2章 河川の現況と課題 第3節 河川環境の整備と保全に関する事項 (1) 自然環境 1)植生	この地域は、山地について調査はあるが、河川の植生調査は不足しているため、調査を行う必要があると認識している。	<p>修正</p> <p>ご指摘を踏まえ、以下のように追記しました。</p> <p>P14 13行目</p> <p>加えて、本圏域では、河川の植生調査が不足しており、水辺に生息・生育・繁殖する動植物を適切に保全していくため、河川の植生調査の実施が課題である。</p> <p>また、在来種への影響が懸念される外来種も確認されており、外来種への対策の必要性も高まってい</p>
17	清水委員	P10	第2章 河川の現況と課題 第3節 河川環境の整備と保全に関する事項	植生調査が不足していることの問題点(調査の必要性)や、外来種の侵入の問題など、利根川上流圏域の自然環境を脅かすような危険材料についても、記述すべきではないか。	

			(1) 自然環境 1)植生		る。
18	片野委員	P10	<p>第 2 章 河川の現況と課題</p> <p>第 3 節 河川環境の整備と保全に関する事項</p> <p>(1) 自然環境 1)植生</p>	<p>素案では圏域の植生について全体像がつかみにくいと思うため、次ページに下記の参考文献などをもとにした私案を示します。(参考資料:宮脇 昭 編著(1986)日本植生誌関東.641pp.至文堂)</p> <p>圏域内では、標高 500～600m 付近を境として常緑広葉樹林域(ヤブツバキクラス域)から落葉広葉樹林域(ブナクラス域)に移行し、標高 1600～1700m 以上が亜高山針葉樹林域(コケモモトウヒクラス域)となる。</p> <p>亜高山針葉樹林域には、自然植生が広く残されている。日本海側気候の影響を受ける多雪地の黒岩山以北や武尊山にはオオシラビソ林が分布するが、積雪が少なくなる黒岩山以南ではシラビソ-オオシラビソ林に移行する。より多雪の奥利根地域や谷川岳周辺では、オオシラビソ林がほとんど発達せず、ミヤマナラ低木林やチシマザサ草原となっている。また、岩角地などにはコメツガ林が分布する。ダケカンバ林は、主にオオシラビソ林などの代償植生として成立するが、針葉樹林の分布限界以上では自然林が分布する。なお、蛇紋岩の分布する至仏山や谷川岳は森林限界が低く、標高 2000m 前後で亜高山針葉低木林のコケモモ-ハイマツ群落や高山草原がみられる。</p> <p>落葉広葉樹林域では、多雪地の自然植生であるチ</p>	<p>修正</p> <p>ご意見を踏まえ、他の項目との文量バランスも考慮し、以下の通り修正しました。</p> <p>P11 9行目</p> <p style="color: red;">本圏域内では、標高 500～600m 付近を境として常緑広葉樹林域から落葉広葉樹林域に移行し、標高 1,600～1,700m 以上で亜高山針葉樹林域となる。</p> <p style="color: red;">亜高山針葉樹林域には自然植生が広く残されている。多雪地の黒岩山以北や武尊山にはオオシラビソ林が分布するが、黒岩山以南ではシラビソ-オオシラビソ林に移行する。より多雪の奥利根地域や谷川岳周辺では、ミヤマナラ低木林やチシマザサ草原となっている。</p> <p style="color: red;">落葉広葉樹林域では、奥利根地域や谷川岳、武尊山周辺に、多雪地の自然植生であるチシマザサ-ブナ林が広く残されている。広い面積を占めるミズナラ林の多くは二次林である。また、カラマツやスギの植林地も広く分布している。平坦な川の中州や川岸にはシロヤナギ等のヤナギ林が発達し、湯檜曾川沿いにはユビソヤナギ林がみられる。片品川の河原等には、コゴメヤナギ林やネコヤナギ低木林、ツルヨシ群落が分布している。</p> <p style="color: red;">常緑広葉樹林域となる沼田盆地より低標高地で</p>

				<p>シマザサブナ林が、奥利根地域や谷川連峰、武尊山、尾瀬周辺に広く残されている。ミズナラ林は、ブナ林の代償植生として二次林を形成し広く生育するが、一部に自然林もみられる。落葉広葉樹林域の下部は中間温帯とも言われ、イヌブナ林やコナラ林、モミ林などが分布していたが、多くは二次林となり、自然林は谷沿いの急傾斜地などに断片的に残されているだけである。また、カラマツやスギの植林地も広い面積を占める。奥利根地域や谷川連峰、武尊山などの多雪地の雪の溜まる斜面には、雪の重みで匍匐し低木状となったミヤマナラ林やタカネミズキーテツカエデ林がみられ、沢沿いまで下降している。また、沢沿いの崩積地や谷筋などには、ジュウモンジシダ－サワグルミ林が発達しており、下部ではケヤキを混じえ、標高500m 付近でチャボガヤケヤキ林に移行する。平坦な川の中州や川辺ではシロヤナギ、オオバヤナギ、オノエヤナギなどのヤナギ林が発達し、湯檜曾川沿いにはユビソヤナギ林がみられる。水上付近や片品川の河原などには、コゴメヤナギ林やネコヤナギ低木林のほか、ツルヨシ群落が散生的に分布する。</p> <p>沼田盆地より下部が常緑広葉樹林域となるが、自然植生のほとんどが失われ、クリーコナラ林やクヌギコナラ林などの二次林、スギなどの植林地、耕作地となっている。沼田から前橋に至る段丘崖にはケヤキ林が多く生育している。利根川などの河原では、洪水のたびごとにできる新しい裸地に、ネコヤナギ低木林や</p>	<p>は、クリーコナラ林やクヌギコナラ林等の二次林、スギ等の植林地、耕作地となっている。沼田から前橋に至る段丘崖にはケヤキ林が多く生育している。利根川等の河原では、洪水毎にできる新しい裸地に、ネコヤナギ低木林やツルヨシ群落がみられ、砂礫上にはカラメドハギーカラケツメイ群落等が分布している。また、中州には逸出したニセアカシア林がみられる。</p>
--	--	--	--	--	---

				ツルヨシ群落がみられ、砂礫上にはカワラメドハギー カワラケツメイ群落などが小群状に分布する。また、落 葉広葉樹林域にかけての中州には、逸出したニセア カシア林がみられる。	
19	佐藤委員	P11	第 2 章 河川の現況と課 題 第 3 節 河川環境の整備 と保全に関する事項 (1) 自然環境 2)魚類等	サケは月夜野くらいまで遡上したという経緯があるが、 実際には坂東堰を上がれず、現状では前橋付近が卵 を産む上限となっている。	修正 ご指摘を踏まえ、以下のように修正しました。 P14 10 行目 このような本圏域内の河川や湖沼における多様な動 植物の生息・生育・繁殖場所を適切に保全していくた め、過去の河川改修による水際植生の喪失や画一的 で単調な平瀬化や堰による魚類の遡上障害等の改善 が重要な課題となっている。
20	清水委員	P11	第 2 章 河川の現況と課 題 第 3 節 河川環境の整備 と保全に関する事項 (1) 自然環境 2)魚類等	堰や魚道の問題についても記述すべきではないか。	
21	佐藤委員	P11	第 2 章 河川の現況と課 題 第 3 節 河川環境の整備 と保全に関する事項 (1) 自然環境 2)魚類等	確認魚種の部分で 圏域内にはこれまでにイワナ、ヤマメ、ウグイ、アブラ ハヤ、ヒガシシマドジョウなど 32 種の……に追加変 更できないか？ (利根水系上流域は県内でも主要なヤマメ、イワナの 生息域であり、釣り人なども多いため)	修正 ご指摘を踏まえ、以下のように修正しました。 P12 2 行目 本圏域内ではこれまでにイワナ、ヤマメ、ウグイ、アブ ラハヤ、ヒガシシマドジョウ等 35 種の魚類が確認され ている。
				外来種の部分で タイリクバラタナゴ;圏域内に他のタナゴはいない ニジマス;放流魚で河川での再生産はほとんどしない ため、在来種への影響は限定的と考えられる。 しかし、利根川水系最上流部のダム湖(奥利根湖)で	修正 ご指摘を踏まえ、以下のように修正しました。 P12 5 行目 本圏域内には、外来種であるコクチバスやタイリクバラ タナゴ等、在来種への影響が懸念される種も確認され

				<p>は特定外来生物のkokochibasuが繁殖している。下流域には拡散していないが、本種は低水温での耐性も強く流水域でも適応できるため、在来種への影響が特に懸念され駆除していることから、kokochibasuも追加記載をお願いしたい。</p> <p>(案)タイリクバラタナゴやニジマス後に、特定外来生物kokochibasuなど、在来種への影響が懸念される種も……</p>	<p>ている。</p>
				<p>本文の記載について、魚類だけ“等”がついているが、なぜか。</p>	<p>修正</p> <p>魚類の他に甲殻類を含んだ魚介類の項目のため、魚類“等”としています。また、魚類以外の種について、以下を追記しました。</p> <p>P12 8行目</p> <p>また、魚類以外では、カワニナ、モノアラガイ、シジミ、ヌマエビ、テナガエビ、サワガニが、本圏域内で確認されている。</p>
				<p>魚の写真も圏域に広く生息し馴染みのあるヤマメまたはイワナ、カジカ、ウグイの順で差し替えてはどうか？</p>	<p>修正</p> <p>ご指摘のとおりイワナ、ヤマメ、カジカ、ウグイの順で修正しました。(P12 図 2.9～図 2.12)</p>
22	高山委員	P11	<p>第2章 河川の現況と課題</p> <p>第3節 河川環境の整備と保全に関する事項</p> <p>(1) 自然環境 2)魚類等</p>	<p>渓流魚であるイワナ、ヤマメは本文および図に加えてほしい。</p> <p>重要種ではなく、希少種の表現が適切では？(県水産試験場助言)</p>	<p>修正</p> <p>ご指摘のとおり修正しました。</p> <p>P12 3行目</p> <p>希少種としては、ドジョウ、カマツカ、カジカ等 18種が確認されている。</p>

				「タイリクバラタナゴ、ニジマス」→「コクチバス、タイリクバラタナゴ」に修正 奥利根湖には、コクチバスが確認され漁協による駆除が進められている。	修正 ご指摘のとおり修正しました。 P12 5行目 本圏域内には、外来種であるコクチバスやタイリクバラタナゴ等、在来種への影響が懸念される種も確認されている。奥利根湖には、コクチバスが確認され漁協による駆除が進められている。
23	姉崎委員	P11	第2章 河川の現況と課題 第3節 河川環境の整備と保全に関する事項 (1) 自然環境 3) 鳥類	カワウを記入してもらいたい。	修正 高山委員のご指摘を反映し、以下のとおり修正しました。 P12 15行目 また、魚食性のカワウが、平成以降確認され、魚類等の生息領域を脅かしている。
24	高山委員	P11	第2章 河川の現況と課題 第3節 河川環境の整備と保全に関する事項 (1) 自然環境 3) 鳥類	以下の文を追記 『また、魚食性のカワウが、平成以降確認され、魚類等の生息領域を脅かしている』	修正 ご指摘のとおり修正しました。 P12 15行目 また、魚食性のカワウが、平成以降確認され、魚類等の生息領域を脅かしている。
25	姉崎委員	P12	第2章 河川の現況と課題 第3節 河川環境の整備と保全に関する事項 (1) 自然環境 4) 両生類、爬虫類、哺乳類等	哺乳類に、絶滅危惧種に指定されているカワネズミの記載がないので、追記すべきではないか	修正 群馬県レッドデータブック(2012年改訂版)より、カワネズミは準絶滅危惧に指定されているため、以下のよう に修正しました。 P13 9行目 準絶滅危惧に評価される種としてはモモンガ、ヤマネ、カワネズミ等9種が確認されている。

26	茶珍委員	P12	<p>第 2 章 河川の現況と課題</p> <p>第 3 節 河川環境の整備と保全に関する事項</p> <p>(1) 自然環境 5)昆虫類</p>	<p>水生昆虫の記載を追記すべきではないか。例えば、山地の溪流にはミネトワダカワゲラが生息している。また、この地域だとゲンゴロウなどの貴重な種も存在している。</p> <p>河川では、河畔林や河原でも希少な昆虫類が確認されている(カワラバッタなど)。そのような環境の喪失にも河川改修の際、配慮が必要である。</p>	<p>修正</p> <p>ご指摘を踏まえ以下の通り修正します。</p> <p>P14 2行目</p> <p>本圏域内では、絶滅危惧Ⅰ類に評価される種はオオイチモンジ、ヒメギフチョウ、ハッチョウトンボ、ゲンゴロウ等 18 種が確認されている。特にゲンゴロウは、特定県内希少野生動植物種に指定されている種である。</p> <p>絶滅危惧Ⅱ類に評価される種はモートントンボ、ハルゼミ等 25 種、準絶滅危惧に評価される種はベニヒカゲ、ミネトワカワゲラ、カワラバッタ等 62 種が確認されている。本圏域内の河川およびその周辺は、希少な昆虫類が多く生息する環境を有している。</p>
27	姉崎委員	P14	<p>第 2 章 河川の現況と課題</p> <p>第 3 節 河川環境の整備と保全に関する事項</p> <p>(3) 河川利用</p>	<p>河川空間、まち空間をもう少し具体的に</p>	<p>修正</p> <p>ご指摘を踏まえ、以下のとおり赤字部分を追記しました。</p> <p>P17 6行目</p> <p>また同町では、平成 31 年 3 月に利根川が県管理河川としては初めて、国土交通省により「かわまちづくり」に登録され、町、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、利根川河川敷の清流公園を中心とした「河川空間」と、道の駅みなかみ水紀行館を中心とした「まち空間」が融合した良好な空間形成を目指して、整備を行っていく予定であり、「河川空間のオープン化」を図ることで地域の魅力向上を目指し、観光振興の促進に努めていく。</p>

28	宮田委員	P15	第 2 章 河川の現況と課題 第 3 節 河川環境の整備と保全に関する事項 (4) 景観	沼田の河岸段丘については、現在ジオパーク申請への動きが出てきているため、地質だけでなく、景観にも記載してよいのではないかと。	修正 ご指摘を踏まえ以下のとおり追記します。 P18 6 行目 また、沼田市の片品川沿い(利根川と合流する前の下流域)では、段丘崖が深くはっきりとした河岸段丘が発達している。
29	平川委員	P16	第 3 章 河川整備計画の目標に関する事項	第3章河川整備計画の目標に関する事項に、利根川直轄区間、利根川中流圏域も含めた流量配分図を記載しないのか。	回答 これまで策定されてきた各圏域の整備計画は、当該圏域の流量配分図のみを記載しています。また、中流圏域の流量配分図を掲載した場合、中流圏域の計画変更で流量配分図の変更があっても、上流圏域のそれは変更しないため、掲載内容に齟齬が生じてしまいます。以上の理由により、中流圏域の流量配分図は掲載しません。
30	清水委員	P16	第 3 章 河川整備計画の目標に関する事項 第 2 節 洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	河川整備について、内水や土砂災害への記述を追記すべき。	修正 ご指摘を踏まえ、以下のように修正しました。 P19 17 行目 「本圏域内で発生する土砂災害については、県砂防部局や森林部局との連携を図り、被害の未然防止や軽減に努める。」を追記 P44 3 行目 河川整備の実施に当たっては、河川事業、排水事業、砂防事業、治山事業等の関連事業を実施する国や関係市町村、県関係部局と連携を図る。

31	鵜崎委員	P16	<p>第3章 河川整備計画の目標に関する事項</p> <p>第2節 洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する事項</p>	<p>吾妻川下で6,000m³/s～8,000m³/sは、結局八斗島の16,500m³/sから決まっているとすると、今回のT19は直轄区間でもかなり一杯一杯だったので、20年間の整備期間を設定するならば、計画流量をあげる検討も必要ではないか。</p> <p>但し、八斗島の計画高水は国の決定のため、県として上申する等の手があれば、積極的に高水流量の見直し検討も動かれた方がいいのではないかと。</p>	<p>回答</p> <p>16,500m³/sは河川整備基本方針で定めた将来目標となる流量であり、国が定めた河川整備計画では八斗島地点で14,000m³/sとなっています。それに見合った流量として利根川中流圏域の河川整備計画では目標流量8,000m³/s(二次改修)、それに至る段階として一次改修目標の6,000m³/sと定めており、上流圏域の6,000m³/sは中流圏域の一次改修段階に合わせた流量としています。利根川上流圏域は下流区間の整備進捗状況を踏まえて、目標流量を設定することから、今回策定する計画では6,000m³/sとさせていただきます。</p>
32	清水委員	P17	<p>第3章 河川整備計画の目標に関する事項</p> <p>第4節 河川環境の整備と保全に関する事項</p>	<p>上流圏域の環境を踏まえて、具体的に必要となる整備・対策について記述すべきである。</p>	<p>修正</p> <p>ご指摘を踏まえ、以下のように、赤字部分を修正します。</p> <p>P20 14行目</p> <p>水質が良好な河川や河畔林の多い河川等、自然が豊かで多くの動植物が生息・生育・繁殖している地域については、自然環境を保全し、自然を活かした水辺環境の整備を行う。</p> <p>河岸保全のためコンクリートによる護岸整備を行う場合でも、瀬や淵の保全や川の流れを固定化しないようにするなど河川の自然の営みを取り入れた川づくりの考え方により、動植物が生息・生育・繁殖できるような水辺環境の整備に努める。</p> <p>市街地を流れる河川や近傍に公園等の人々が集ま</p>

					<p>る施設がある河川では、地域の方々の意見をふまえ、気軽に人々が川に親しむことのできる水辺空間の整備を行うとともに、生態系に配慮し、動植物の生息・生育・繁殖に適した環境の保全・整備に努める。</p> <p>上記の整備にあたっては、治水、利水及び流域の自然環境、社会環境との調和を図りながら、自然環境の保全と秩序ある利用の促進を目指す。</p>
33	平川委員	P17	<p>第3章 河川整備計画の目標に関する事項</p> <p>第4節 河川環境の整備と保全に関する事項</p>	<p>自然環境の保全と再生とあるが、再生とは具体的に何か。</p>	<p>修正</p> <p>再生は、過去の河川改修で失われた水際植生や動物などの自然環境を回復させることです。</p> <p>ご指摘を踏まえ、以下のように修正しました。</p>
34	姉崎委員	P17	<p>第3章 河川整備計画の目標に関する事項</p> <p>第4節 河川環境の整備と保全に関する事項</p>	<p>「再生」という言葉。一度失われた自然環境は再生しないため、適切な用語を使用してください。</p>	<p>P20 24行目</p> <p>自然環境の保全・回復については、本圏域の動植物が生息・生育・繁殖している水辺を可能な限り保全・回復する多自然川づくりを行う。</p>
35	渡辺委員	P17	<p>第3章 河川整備計画の目標に関する事項</p> <p>第4節 河川環境の整備と保全に関する事項</p>	<p>当該圏域は利根川源流域があるため、河川だけでなく、治山や森林環境についても記述すべきではないか。カスリーン台風では中小河川のある山が荒れたために被害が拡大した。</p> <p>洪水や土砂災害を防止するための森林保全など治山の重要性について、もう一步踏み込んだ言及がほしい。</p>	<p>修正</p> <p>ご指摘を踏まえ、以下のように修正しました。</p> <p>P19 17行目</p> <p>「本圏域内で発生する土砂災害については、県砂防部局や森林部局との連携を図り、被害の未然防止や軽減に努める。」を追記</p> <p>P44 3行目</p>

36	片野委員	P17	第3章 河川整備計画の目標に関する事項 第4節 河川環境の整備と保全に関する事項	圏域内には火山など崩れやすい土地が多いため、土砂災害が起こる危険性のあるところが少なくない。このため、他の行政機関との連携のもとに森林の保全や砂防対策を進める必要がある。	河川整備の実施に当たっては、河川事業、排水事業、 砂防事業 、 治山事業 等の関連事業を実施する国や関係市町村、 県関係部局 と連携を図る。
37	高山委員	P18	第4章 河川整備の実施に関する事項 第1節 河川工事の目的、種類及び施工場所並びに設置される河川管理施設の機能 (1) 洪水による災害の発生防止又は軽減に関する事項	施工にあたっては、漁協との情報を共有するなどの表現も入れていただきたい。 「関係機関と連携し」→「漁協等の関係機関と連携し」に修正	修正 ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 P22 15行目 また、工事期間中、長期にわたる濁水の流出により、魚類等に影響を与えることが懸念される場合には、 漁協等 の関係機関と連携し、必要な措置を講ずることに努める。
38	高山委員	P21	第4章 河川整備の実施に関する事項 第1節 河川工事の目的、種類及び施工場所並びに設置される河川管理施設の機能 (1) 洪水による災害の発生防止又は軽減に関する事項	魚類等への影響期間が心配のため、整備区間ごとの工期を記載できますか。	回答 整備区間毎の工期については、今後の予算状況、地元調整の熟度等により決定していくため、現段階では工期の記載はしないこととします。計画策定後、設計を行い、工事に入る前には、漁協と協議が十分出来るように、余裕を持って個別に調整させていただきます。
39	高山委員	P37	第4章 河川整備の実施に関する事項 第1節 河川工事の目	専門家の意見を聞くところがあるが、漁協関係者についても意見を聞くという表現を加えていただきたい。 「河川環境の整備にあたっては、設計段階や工事着	修正 ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 P41 8行目

			<p>的、種類及び施工場所並びに設置される河川管理施設の機能</p> <p>(2) 河川環境の整備と保全に関する事項</p>	<p>手前など段階ごとに、漁協からも意見・要望を求めめる等、情報の共有に努める。」をどこかに追記することはできるか。</p>	<p>動植物の生息・生育・繁殖場所については、設計段階や工事着手前など段階ごとに、学識関係者や漁協等の専門家の意見を聴くとともに必要に応じて調査を行い、それをもとに対策を検討・実施するなどして保全に努める。</p>
				<p>現在の「生態系ネットワーク」の形成状況はどうなっているのか。</p>	<p>回答</p> <p>現在、県内においては具体的に生態系ネットワークの形成を進めている事例はありませんが、今後そういった考え方を踏まえた整備を実施するよう努めます。</p>
40	姉崎委員	P37	<p>第4章 河川整備の実施に関する事項</p> <p>第1節 河川工事の目的、種類及び施工場所並びに設置される河川管理施設の機能</p> <p>(2) 河川環境の整備と保全に関する事項</p>	<p>「生態系ネットワーク」。具体的な記述をお願いします。</p>	<p>修正</p> <p>ご指摘を踏まえ、以下のように追加しました。</p> <p>P41 脚注</p> <p>生態系ネットワークとは、生物多様性を守っていくために、同じタイプの自然や異なるタイプの自然がネットワークされていることです。野生生物の多くは、ひとつのタイプの自然で一生を完結しているわけではなく、採食・休息・繁殖、あるいは一日、一年、一生を通じて複数の異なるタイプの自然を利用しています。ある生物の集団が孤立すると遺伝的な多様性が失われてしまうため、他の集団との繁殖交流をするために、移動できる範囲に同じタイプの自然が複数存在していることが必要です。ある生物の生息・生育に適した自然がなくなってしまう場合でも、その生物が移動できる範囲に同じタイプの自然があれば、その地域から絶滅する危険を減らすことができます。</p>

41	佐藤委員	P37	<p>第4章 河川整備の実施に関する事項</p> <p>第1節 河川工事の目的、種類及び施工場所並びに設置される河川管理施設の機能</p> <p>(2) 河川環境の整備と保全に関する事項</p>	<p>支川には砂防堰堤が多く存在するが、魚は支川を遡上し産卵するため、堰堤があると繁殖が阻害される。近年、魚類に配慮した設計もされてきているため、そのような記載を追記していただきたい。</p>	<p>修正</p> <p>ご指摘を踏まえ、以下のように追記しました。</p> <p>P41 10行目</p> <p style="color: red;">落差工等の横断構造物を設置する場合は、砂防部局とも連携し、必要に応じて魚類の遡上に配慮した設計を行う。</p>
42	片野委員	P37	<p>第4章 河川整備の実施に関する事項</p> <p>第1節 河川工事の目的、種類及び施工場所並びに設置される河川管理施設の機能</p> <p>(2) 河川環境の整備と保全に関する事項</p>	<p>・圏域内の山地については自然環境調査が行われているところが多いが、河川については自然環境調査が行われていないところがほとんどである。県自然環境課自然環境係は、公共工事等における絶滅危惧種保全のために位置情報を集約しているが、圏域内の河川敷周辺の植物については、絶滅危惧種の情報が少ない現状がある。また、地元の植物研究者(専門家)も少ない。</p> <p>県内では規模大きな道路工事等において自然環境調査が行われているが、本整備計画においても予定される整備区間(表4.1)は合計約9600mと規模が大きい。整備予定区間内には、ヤナギ林などが分布するなど河川の自然植生が一部に残されているため、絶滅危惧種など希少な植物が生育する可能性がある。このため、自然環境調査の実施、及びそれをもとにした絶滅危惧種等の保全対策が望まれる。</p>	<p>修正</p> <p>ご指摘を踏まえ、以下のように追記します。</p> <p>P41 12行目</p> <p style="color: red;">絶滅危惧種等の希少な動植物が生息・生育する可能性があるため、必要に応じて環境調査の実施を検討するとともに、実施した場合はその調査結果を基にした絶滅危惧種等の保全対策を検討する。</p>

43	姉崎委員	P39～P40	<p>第 5 章 河川情報の提供、地域や関係機関との連携等に関する事項</p>	<p>本整備計画では堤防整備だけを行うような印象を受ける。昨今の水害では堤防を整備している箇所でも深刻な被害を受けているので、本圏域での災害に関する歴史的背景等からの教訓やこれに伴うソフト対策なども記載すべきではないか。</p> <p>水害に対する普及啓発、ひとびとのリスク管理、意識をかえていくことが、必要不可欠。</p>	<p>修正</p> <p>ご指摘を踏まえ、以下のとおり、赤字部分を修正します。</p> <p>P43 9行目</p> <p>洪水時の住民の的確な避難行動につながるよう、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水に備える水防災意識社会再構築ビジョンに基づき、危機管理型水位計や洪水監視カメラの整備、水位周知河川等の追加指定、市町村による洪水ハザードマップ作成支援のため、洪水浸水想定区域図の作成及び更新を行う。</p> <p>住民の防災意識の向上を図るため、カスリーン台風等の既往災害や今後発生する洪水や被害の記録を残し、これを周知するとともに、地域に伝わる歴史的な治水の技術や水防の知恵が継承されるように努める。</p> <p>P44 18行目</p> <p>住民の防災意識を高めるために、出前講座等による防災教育を実施するとともに、自主防災組織の立ち上げ支援等について、関係市町村や関係機関と連携し、検討する。</p> <p>修正</p> <p>ご指摘を踏まえ、以下のように脚注を追記しました。</p> <p>P45 脚注</p> <p>水害ホットラインとは、住民に最も身近な基礎的な地方公共団体の長であり、災害対策基本法や水防法により明確に責務が規定されている市町村長に対し</p>
				<p>ホットラインについて、たとえば、、、等の事例があるとわかりやすい</p>	

					<p>て、河川管理者が水位等の河川の状況や今後の見通し、堤防等の施設の異常に係る情報について直接提供を行い、市町村長が行う判断を支援する仕組みです。</p> <p>また、タイムラインについても、以下のように脚注を追記しました。</p> <p>P45 脚注</p> <p>水害対応タイムラインとは、災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画です。防災行動計画とも言います。</p> <p>国、地方公共団体、企業、住民等が連携してタイムラインを策定することにより、災害時に連携した対応を行うことができます。</p>
44	清水委員	P39～P40	第5章 河川情報の提供、地域や関係機関との連携等に関する事項	河川整備(ハード対策)では防ぎきれない大規模災害について、土地利用規制を含む対策について5章の河川情報等に記載すべき。	<p>修正</p> <p>ご指摘を踏まえ、以下のように修正しました。</p> <p>P43 9行目</p> <p>洪水時の住民の的確な避難行動につながるよう、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水に備える水防災意識社会再構築ビジョンに基づき、…</p> <p>P44 10行目</p> <p>圏域全体を視野に入れて適正な河川管理を行うために、開発行為や土地利用(土地利用規制も含む)につ</p>

					いて関係市町村や関係機関と連携を図る。
				観光地である利根川上流圏域の特性も踏まえ、観光地の防災対策を意識すべきである。	<p>修正</p> <p>ご指摘を踏まえ、以下の文章を追加しました。</p> <p>P44 7行目</p> <p>本圏域は観光地が多いため、外部から来訪した観光客が洪水時に円滑に避難出来るよう、避難経路の掲示や音声案内機器の設置等について関係市町村や関係機関と連携し、検討する。</p>
45	赤羽委員	P39～P40	第5章 河川情報の提供、地域や関係機関との連携等に関する事項	<p>防災意識が低い地域もあるので、洪水時の住民避難のための防災教育についても記載すべきではないか。</p> <p>防災意識が低い地域でどのようなソフト面を強化するか。「連携」という言葉だけではなく、具体的にどうするかを記述した方が良い。HM に書かれていない自主防災組織等を書いてはどうか。HM には外水氾濫のことしか書かれていないことをわかっていない(内水や土砂災害に対しても備える必要がある)。</p>	<p>修正</p> <p>ご意見を踏まえ、以下の文章を追加しました。</p> <p>P44 18行目</p> <p>住民の防災意識を高めるために、出前講座等による防災教育を実施するとともに、自主防災組織の立ち上げ支援等について、関係市町村や関係機関と連携し、検討する。</p>

